

○甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例

昭和50年12月22日

条例第40号

改正 昭和53年7月11日条例第31号

昭和55年7月8日条例第19号

昭和57年3月25日条例第6号

昭和59年3月28日条例第14号

昭和59年12月24日条例第39号

平成5年3月22日条例第2号

平成6年10月7日条例第26号

平成10年3月26日条例第5号

平成12年3月24日条例第14号

(題名改称)

平成12年12月21日条例第41号

平成14年12月26日条例第33号

平成17年12月16日条例第94号

平成18年3月24日条例第13号

平成18年9月29日条例第41号

平成19年12月21日条例第44号

平成21年9月18日条例第32号

平成24年6月22日条例第19号

平成27年6月26日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費を助成することにより精神的かつ経済的負担を軽減し、もってひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(平12条例14・改)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

(昭53条例31・昭55条例19・昭57条例6・昭59条例14・昭59条例39・平6条例26・平10条例5・平12条例14・平18条例13・平19条例44・改)

- (1) 児童 18歳未満の者（18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を含む。）をいう。
- (2) ひとり親家庭 次に掲げるいずれかに該当する者が、児童を監護する家庭をいう。
 - ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別し、又は離婚した者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの
 - イ 配偶者の生死が明らかでない者
 - ウ 配偶者から遺棄されている者
 - エ アからウに掲げるもののほか、市長がこれらと同様の事情にあると認める者
- (3) 父母のない児童 父母と死別した児童、父母の生死が明らかでない児童、父母から遺棄されている児童及びこれらに準ずる児童で規則で定める者をいう。
- (4) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
- (5) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院、診療所若しくは薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

(平12条例14・改)

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 父母のない児童

(受給者証の交付)

第4条 医療費の助成を受けようとする受給資格者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給者証の交付を受けなければならない。

(医療費助成金)

第5条 受給資格者の疾病及び負傷に関して、医療保険各法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）が行われた場合には、当該療養の給付等を受けた者が負担すべき額を医療費助成金として支給する。ただし、15歳以上の者（15歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を除く。）に行われた入院時食事療養費の支給に係る医療費助成金は、その支給を受けた者が入院時の食事療養標準負担額として負担すべき額の2分の1に相当する額とする。

(平6条例26・全改、平18条例13・平18条例41・平27条例24・改)

第5条の2 受給資格者の疾病及び負傷に関して、医療保険各法に規定する入院時生活療養費の支給が行われた場合には、当該入院時生活療養費の支給を受けた者が入院時の生活療養標準負担額（温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養に係るものを除く。以下同じ。）として負担すべき額の2分の1に相当する額を医療費助成金として支給する。

(平18条例41、平19条例44・改)

第5条の3 前2条の場合において、医療保険各法の規定により高額療養費若しくは高額介護合算療養費が給付される場合、医療保険各法に基づく規約若しくは定款により附加給付を受ける定めがある場合又は他の法令により医療費の給付を受ける場合の医療費助成金は、前2条の規定による支給額から当該給付額を控除した額とする。

(平18条例41、平19条例44・平21条例32・改)

(医療費助成金の支給方法)

第6条 医療費助成金は、受給資格者が第3条第1号の規定に該当する場合にあってはひとり親家庭の父又は母、同条第2号の規定に該当する場合にあっては父母のない児童を現に監護している者の申請に基づき、1月を単位として、支給するものとする。

(平6条例26・平12条例14・改)

- 2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である受給資格者が山梨県内に住所を有する保険医療機関等で医療を受けたときは、市長は、ひとり親家庭の父若しくは母又は父母のない児童を現に監護している者（以下「ひとり親等」という。）に支給すべき医療費助成金の額の限度において、当該ひとり親等が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時の生活療養標準負担額に相当する額を除く。）を、当該保険医療機関等の請求に基づき、当該ひとり親等に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

（平18条例13、平19条例44・改）

- 3 前項の規定により市長が当該保険医療機関等に対し支払をしたときは、当該ひとり親等に対し、医療費助成金の支給があったものとみなす。

（平18条例13）

- 4 第1項に規定する申請は、保険給付を受けた日の属する月の翌月から2年以内に行わなければならない。

（平5条例2・平6条例26・平18条例13・改）

（医療費助成金の支給制限）

- 第7条 医療費助成金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該該当期間中はこれを支給しない。

（平5条例2・平6条例26・平12条例14・平18条例13・平19条例44・改）

- (1) ひとり親家庭の父又は母が前年（1月1日から8月末日までの間に新たに受給者証の交付の申請をする者にあつては、前々年とする。）において所得税法（昭和40年法律第33号）その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有するとき。
 - (2) 受給資格者が医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者でないとき。
 - (3) 受給資格者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき又はその世帯に属しているとき。
 - (4) 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和52年9月条例第30号）による医療費助成金の支給を受けることができるとき。
- 2 医療費助成金は、前項に定めるもののほか、当該療養の原因となった疾病又は負傷

が第三者の行為、自己の故意その他の医療保険各法に規定する保険給付の制限を受けるものによって生じたときは、その全部又は一部を支給しない。

(平6条例26・改)

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第8条 医療保険各法以外の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、この条例による医療費助成金は支給しない。

(平6条例26・改)

(届出義務)

第9条 受給者証の交付を受けた者は、氏名、住所、受給資格等に変更のあったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(平6条例26・改)

(医療費助成金の返還)

第10条 偽りその他不正の行為により医療費助成金の交付を受けた者があるときは、市長は、その者から助成をした金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(平6条例26・改)

(損害賠償請求権)

第11条 市は、支給理由が第三者の行為によって生じた場合において医療費助成金を支給したときは、その支給した金額の限度で支給を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(平6条例26・改)

(療養に要する費用の額の算定方法)

第12条 この条例による療養に要する費用の額の算定方法は、健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めたところにより行うものとする。

(平6条例26・平12条例41・平14条例33・改)

(受給権の譲渡等の禁止)

第13条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(平19条例44)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平6条例26・平19条例44・改)

附 則

1 この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

(平17条例94・改)

2 中道町及び上九一色村の編入の日前に、中道町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和54年中道町条例第7号)又は上九一色村ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和50年上九一色村条例第10号)の規定により医療費の助成を受けることができる者は、この条例の規定による受給者証の交付を受けた者とみなす。

(平17条例94)

3 当分の間、第7条第1項第1号に該当する場合であっても、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税の納付義務を有しないこととなる場合については、同号に該当しないものとする。

(平24条例19)

附 則(昭和53年7月11日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市母子家庭医療費助成金支給条例の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年7月8日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市母子家庭医療費助成金支給条例の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年3月25日条例第6号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月28日条例第14号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月24日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月22日条例第2号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市母子家庭医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以降において療養を受けた者について適用し、同日の前日までに療養を受けた者について、なお従前の例による。

附 則（平成6年10月7日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市母子家庭医療費助成金支給条例の規定は、平成6年10月1日以降において医療を受けた者について適用し、同日の前日までに医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第14号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後において医療を受けた者について適用し、同日の前日までに医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月21日条例第41号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月26日条例第33号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月16日条例第94号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第13号）

- 1 この条例中第5条第1項にただし書を加える改正規定は平成18年7月1日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 平成16年中において所得税の納付義務を有し、かつ、平成17年中において所得税の納付義務を有しない者にあつては平成18年8月31日までは第7条第1項第1号の改正規定は適用しない。
- 3 この条例による改正後の第5条第1項ただし書の規定は、平成18年7月1日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に

係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第41号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日条例第44号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月18日条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条から第4条までの規定による改正後の条例の規定は、平成20年4月1日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成24年6月22日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月26日条例第24号）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。